(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二号
(三)　道路の区域

区間	後変別更前	数	地の幅員	延長
東海市名和町岡前六〇番一から同市新宝町三三番一まで	後前	三二八・八四〇メートル 五二二・二四〇メートル	一一・一メートル 一一・一メートル	一・二キロメートル 一・二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十三日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	東海市名和町岡前六〇番一から同市新宝町三三番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年六月十三日

○北海道開発局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十三日　北海道開発局長　高松　泰

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十八号
(三)　道路の区域

区間	後変別更前	数	地の幅員	延長
北海道五条部二郡鹿部町字大岩一〇二番一から同町字鹿部五番二まで	後前	一二二・一一一・六二八メートル 一二二・一一一・六二八メートル	〇〇・三キロメートル 〇〇・三キロメートル	五五メートル 五五メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６２６０号
東京都板橋区本町33―20―304
債務者　矢吹　幸男
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３７０号
神奈川県川崎市川崎区浅田３丁目18―19
債務者　塙　　悟志
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３７１号
東京都江戸川区瑞江２丁目22―５―709
債務者　大原　征子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３７２号
東京都足立区江北１丁目14―10―601
債務者　佐々木秀男
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３７３号
東京都板橋区上板橋２丁目６―６―1003
債務者　山口　信子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３８４号
東京都新宿区信濃町11番地
債務者　木村　圭輔
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４０９号
東京都杉並区井草１丁目７―２―302
債務者　安藤　千景
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４１０号
東京都豊島区池袋４丁目11―16―202
債務者　清水　則子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４３２号
埼玉県幸手市栄４―17―501
債務者　藤田　敏晴
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４４１号
神奈川県横須賀市富士見町２丁目38―５
債務者　高橋　枝穂
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部